

十日町市道 道路占用の地下埋設工事にかかる復旧断面の基準

(R8.4.1)

道路管理者:十日町市建設課

1 市道を下記のように分類し、各分類は2以下の復旧断面図のように復旧するものとする。

(1)N3 舗装計画交通量100台未満/日・一方向

(2)、(3)以外の路線

(2)N4 舗装計画交通量100～250台未満/日一方向

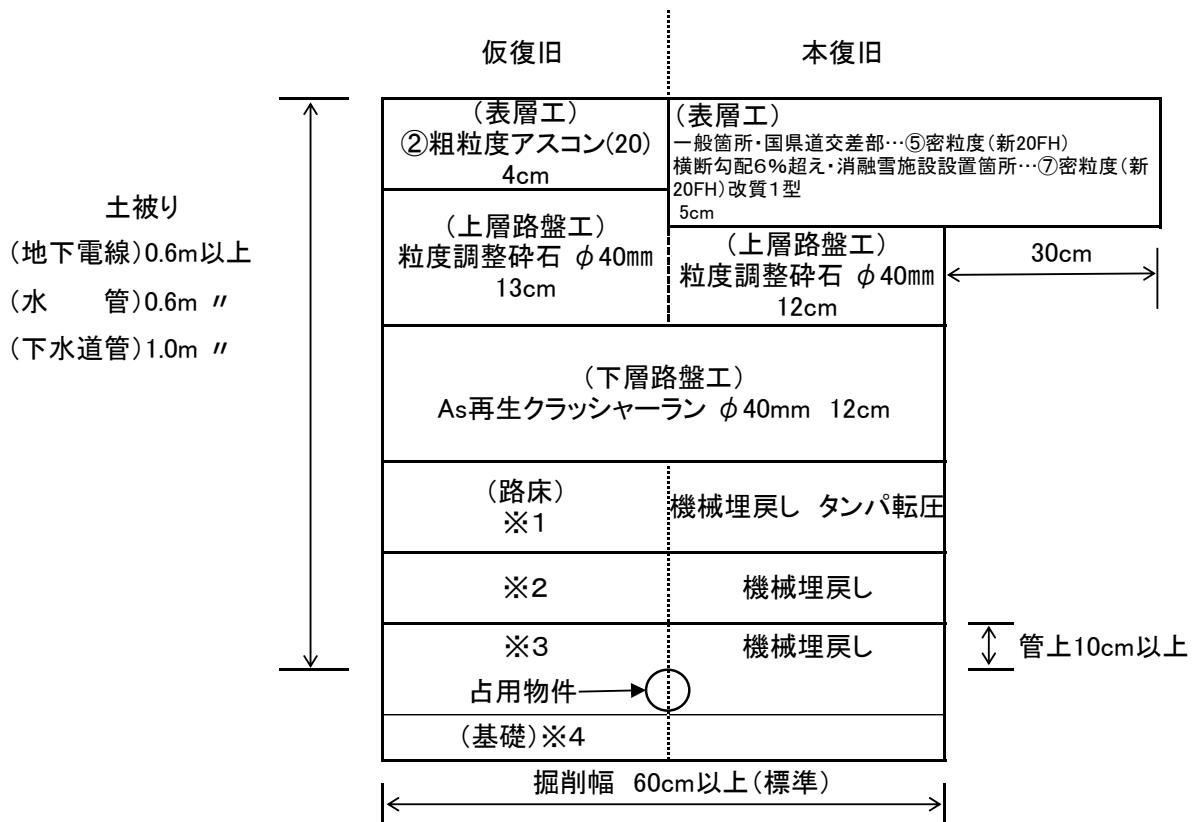
路線番号	路 線 名
10101	新光寺北原線(上新田～新保2号線交差点)
10106	中条旭町上町線
10108	四日町新田新座線
10112	稻荷町線(JR踏切～本町西線交差点) (都市計画道路)
10114	塚下線(国道253号交差点～第2右折部(高山748番5))
10119	本町東線(国道117号交差点～城ヶ丘交差点) (都市計画道路)
10120	城ヶ丘線
10121	山本高山線 (都市計画道路)
10123	北新田線
10124	内後城之古線
10134	稲葉高城沢線
10138	川治昭和町線 (都市計画道路)
10139	川治明石町線 (都市計画道路)
10140	幸町城之古線
10142	高田町稻荷町線 (都市計画道路)
10143	西中央通り線 (都市計画道路)
10146	浅河原新町新田線
10214	新座線 (都市計画道路)
10215	新座四日町線 (都市計画道路)
10217	停車場山本線 (都市計画道路)
10218	高山城之古線
10239	珠川東田沢線
10240	吉田南部線
12376	上川町本通り線 (都市計画道路)
13080	浅河原北鎧坂線

(3)N5 舗装計画交通量250～625台未満/日・一方向 標準断面図

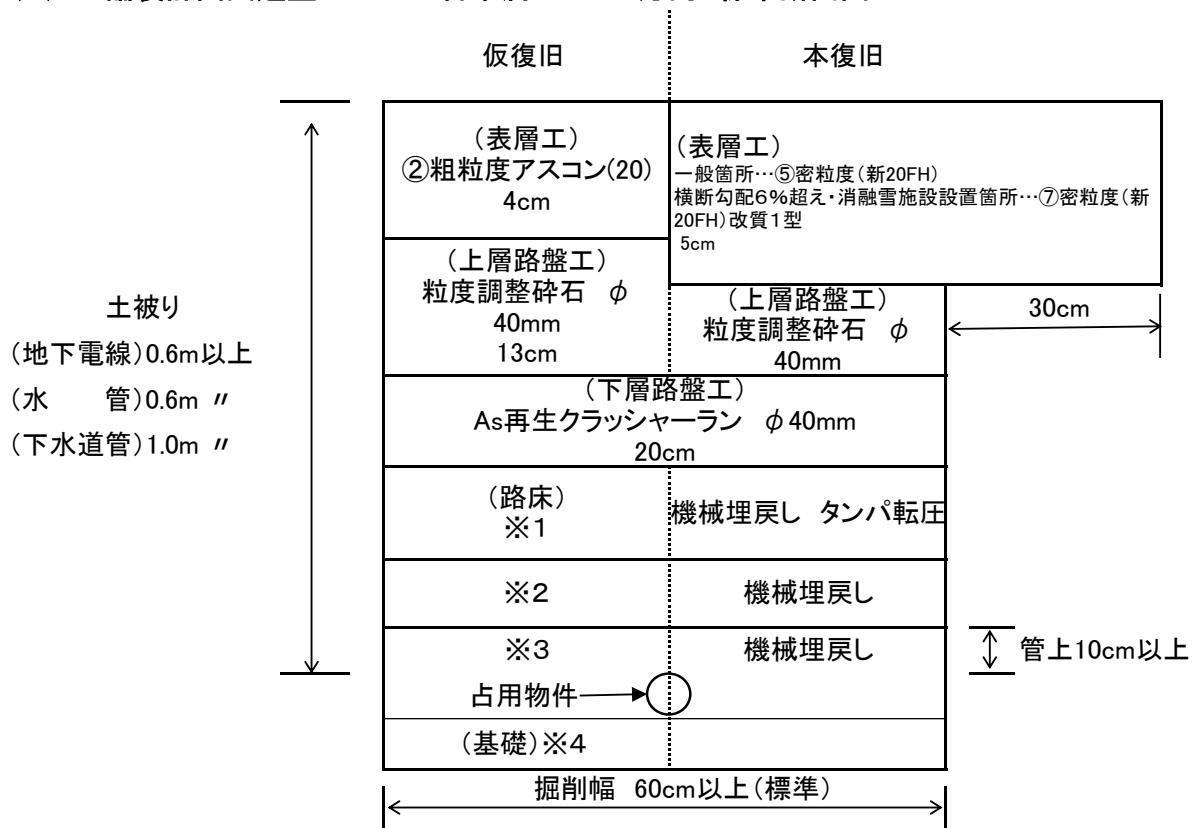
路線番号	路 線 名
10113	高山太子堂線 (都市計画道路)
10116	本町西線 (都市計画道路)

2 市道の分類別復旧断面図

(1) N3 舗装計画交通量100台未満／日・一方向(旧L交通)



(2)N4 舗装計画交通量100～250台未満／日・一方向 標準断面図



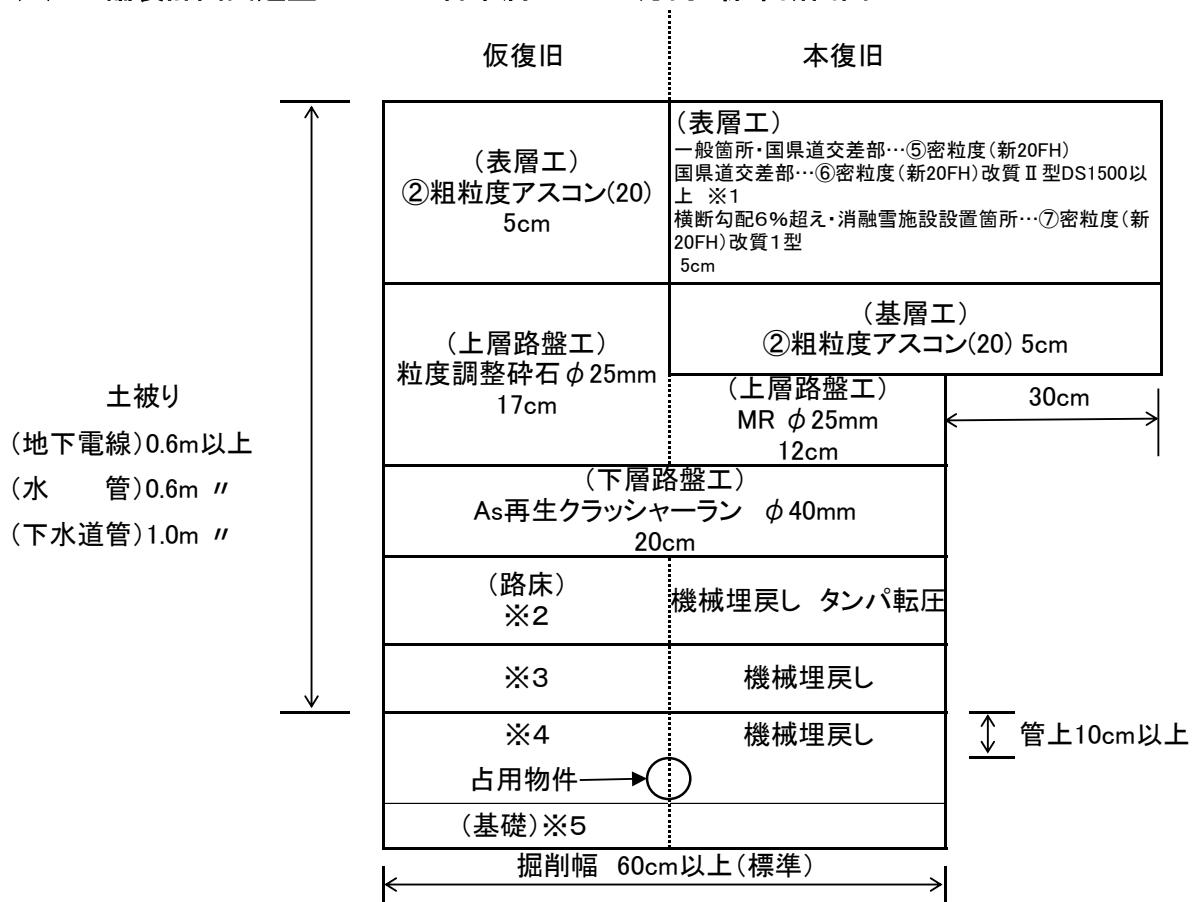
※1 再生混合AS,クラッシャーラン(地下水が高い場合),砂質土,碎砂【いずれもCBR8%以上】

※2 ※3 グリズリアンダー材【CBR12%以上】

再生混合AS,クラッシャーラン(地下水が高い場合),砂質土,碎砂【いずれもCBR8%以上】

※4 管種に合わせ必要な基礎を選定できる。

(3)N5 舗装計画交通量250～625台未満／日・一方向 標準断面図

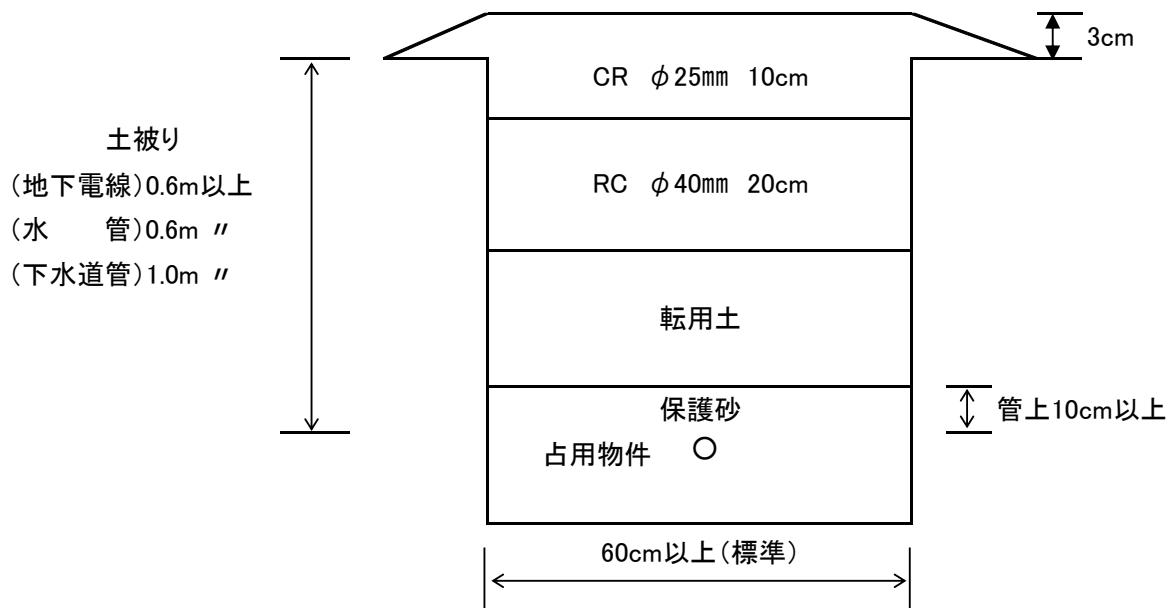


- ※1 国県道交差部とは、舗装マニュアル(新潟県)に示す滞留長までのことである。
- ※2 再生混合AS,クラッシャーラン(地下水が高い場合),砂質土,碎砂【いずれもCBR8%以上】
- ※3 ※4 グリズリアンダー材【CBR12%以上】
再生混合AS,クラッシャーラン(地下水が高い場合),砂質土,碎砂【いずれもCBR8%以上】
- ※5 管種に合わせ必要な基礎を選定できる。

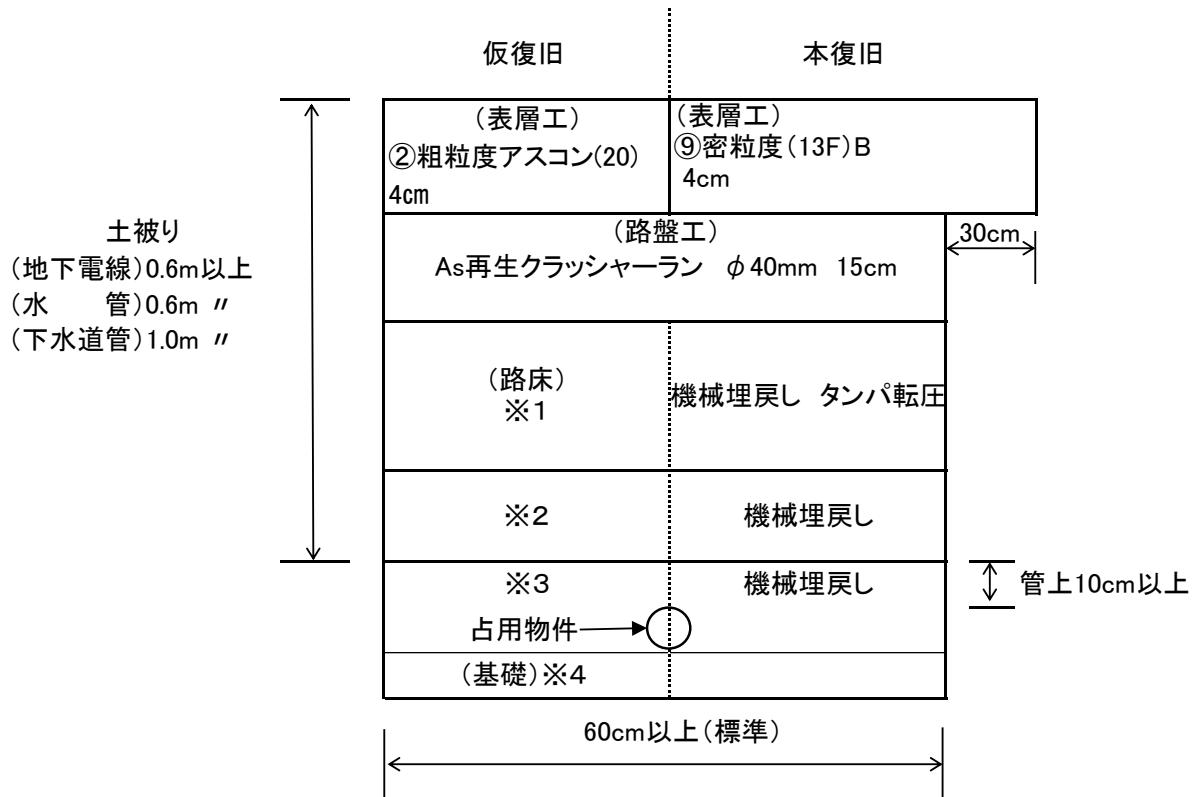
3 コンクリート舗装道路の復旧は次とする。

原形復旧の原則からコンクリート舗装となるが、コンクリートによる復旧が施工性や養生期間の長期確保など社会情勢にそぐわないことから、急勾配の道路を除きアスファルトによる復旧(オーバーレイを含む)を原則とする。ただし、水道漏水等の局部的な復旧はこの限りでない。

4 砂利敷道路の復旧は次とする。



5 歩道の復旧は、次の図のように復旧するものとする。



※1 再生混合AS,クラッシャーラン(地下水が高い場合),砂質土,碎砂【いずれもCBR8%以上】

※2 ※3 グリズリアンダー材【CBR12%以上】

再生混合AS,クラッシャーラン(地下水が高い場合),砂質土,碎砂【いずれもCBR8%以上】

※4 管種に合わせ必要な基礎を選定できる。

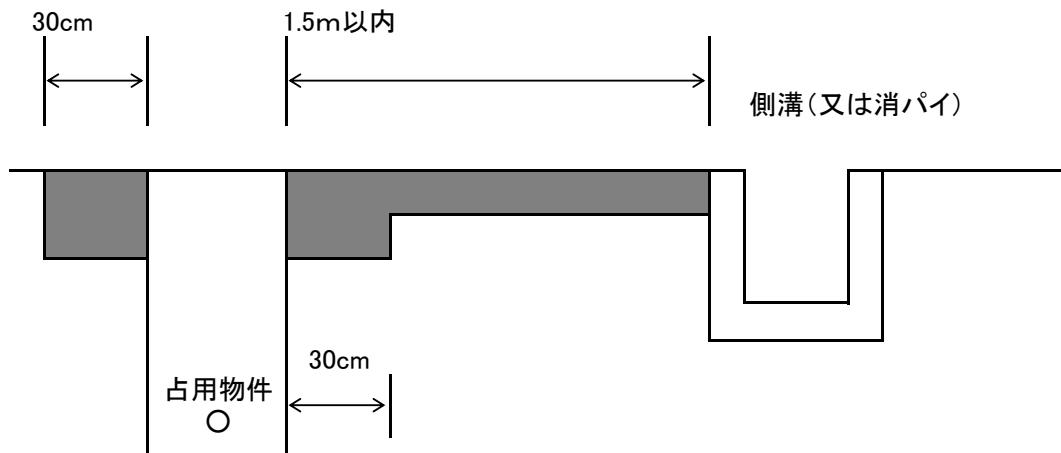
6 消雪パイプ道路・縦断勾配6%以上の道路の表層については、表1で復旧する。

(表1)

消雪パイプ道路	縦断勾配6%以上
⑦密粒度アスコン新20FH 改質I型再生材入り	⑦密粒度アスコン新20FH 改質I型再生材入り

7 道路復旧にかかる舗装の影響範囲の取り方について

原則として道路法施行規則(第4条の4の7)及び「道路占用の協議に関する建設省・日本電信電話協定第16条第5項(復旧工事に要する費用の負担)」によるものとする。



掘削断面から舗装絶縁線(目地・版端等)までが1.5m以内であれば、影響範囲として併せて復旧するものとする。

8 仮復旧について

(1)自然転圧期間について

舗装の仮復旧後、本復旧までの自然転圧期間は一ヶ月間を基本とする。

(2)本復旧までの間の道路管理について

工事中・仮復旧完了後は定期的に占用箇所のパトロールを実施し、路面の凹凸、損傷、陥没等を発見した場合は直ちに道路管理者に連絡し指示を受けること。

また、原則として敷鉄板による交通開放は認めない。

9 挖削制限期間について

(1)冬季掘削制限期間

12月1日から翌年の3月末日までの間の掘削工事(舗装本復旧を含む)については、降雪による交通渋滞の発生や気温低下による舗装工事の仕上がり不良等を防ぐため、掘削工事を認めない。

11月末完了予定の工事については、工程の遅れにより「本復旧が掘削制限期間に入る」ことのないよう、工程管理を十分に行うこと。

やむを得ず、本復旧が冬季になる恐れがある場合は、仮復旧前の早期において協議し復旧工法などの指示を受けること。

(2)道路舗装工事完了後の掘削制限

市が実施する舗装工事が完了した箇所については、再掘削を抑制するため、工事完了後アスファルト舗装の場合は3年間占用に係る掘削工事を認めない。

(3)その他

各戸引込管を埋設する場合及び漏水修繕工事などを緊急に施工する必要がある場合は、掘削制限期間であったとしても施工を認める。

本管埋設については認めないが、被災住宅等、移転新設箇所まで本管がない場合などは引込管同様認める。

10 瑕疵担保等について

(1)施工後2年以内に路面補修が必要となった場合は、占用者の負担で補修を行うこと。

(2)瑕疵担保期間(2年)終了後に振動騒音等の苦情が生じた場合に、道路管理者と占用者との立会及び協議により、原因が占用物件であることが明らかなとき、占用者に負担を求める場合がある。

11 道路構造物(側溝、消雪パイプ等)下の処理について

道路構造物(側溝、消雪パイプ等)の下に占用管を埋設する場合は、道路管理者と事前に協議すること。

施工方法は、原則として道路構造物を一旦撤去し、占用物件の埋設後に十分な締め固めによる埋め戻しを行い復旧すること。(サヤ管の使用も認めるが、石などの障害物がある場合には、使用と止め、道路構造物の一旦撤去を行うこと)

なお、陥没・段差の原因となるため、えぐり掘り(たぬき掘り)は認めない。(道路法施行令第13条第1項第2号の規定により禁止されている。)

えぐり掘りを行った事実が判明した場合、手直し工事を指示する所以留意すること。

12 占用物件の撤去について

占用を廃止する場合は、占用物件を撤去すること。ただし、道路構造物(側溝、消雪パイプ等)の下については、道路構造物への影響を考慮し、道路管理者との協議により既設管を撤去せず両端を切断の上、モルタル等で充填し残置することを可能とする。

なお、撤去及び残置処理については、廃止届に作業写真を添付すること。